

（追補） 前払式割賦販売の許可対象に関する 基本的考え方

令和3年12月

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課

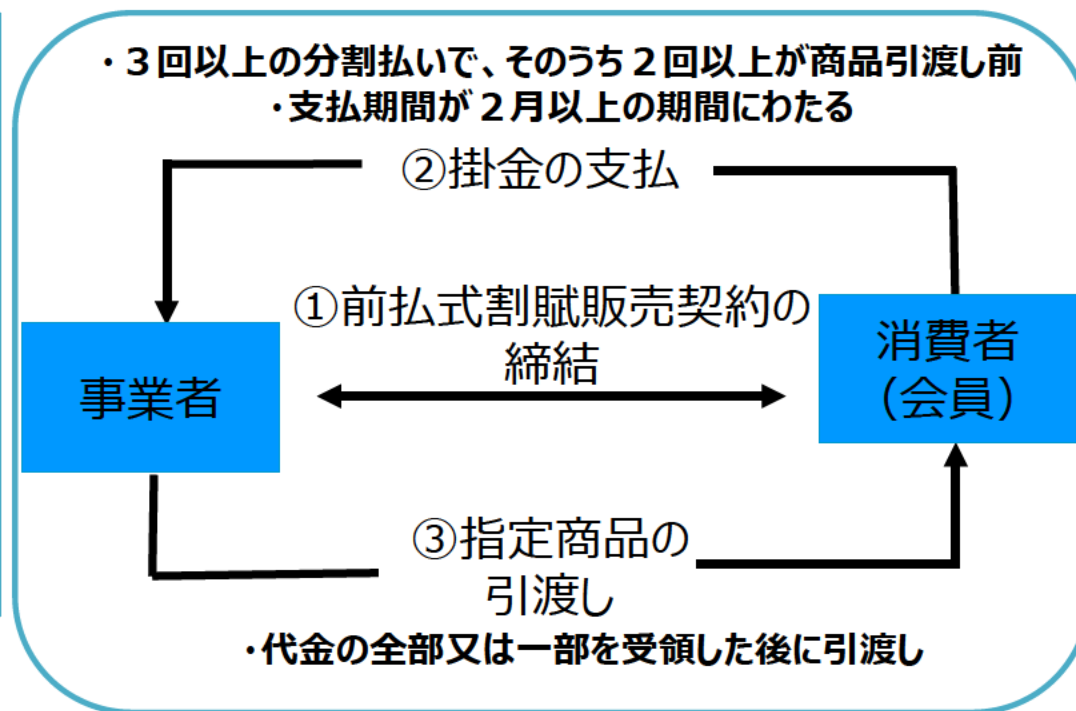
前払式割賦販売とは

- ミシン、着物、家庭用電気機械器具等の**指定商品を販売**するため、月々一定の額を一定期間受領し、基本的に掛金の支払終了後、消費者に対して商品が引き渡される、といった方式での商品販売を指します。
- 代金を**3回以上に分割して**顧客から受領し、そのうち**2回以上が商品引渡し前**となる場合、前払式割賦販売に該当し、許可が必要となる場合があります。

以下の要件を全て満たす場合、許可が必要となります。

- ①**指定商品**（次頁参照）の販売を行う。
- ②指定商品の代金を**2月以上の期間**にわたり、かつ、**3回以上に分割**して受領する。
- ③そのうち**2回以上が商品の引渡し前**である。
- ④上記販売方法による**年間の販売額**(※)が、**1千万円以上**である。

※年間の販売契約高（代金の受領額ではない）。いつの時点においても、それ以前の1年間における販売額が1千万円以上となる場合には対象。



重要！

許可の必要性について懸念がありましたら、各地方経済産業局へお問い合わせください。

（連絡先一覧は、3頁参照）

指定商品一覧

【指定商品】(施行令別表第1)

一	動物及び植物の加工品(一般の飲食の用に供されないものに限る。)であつて、人が摂取するもの(医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項の医薬品をいう。)を除く。)	二十八	浴槽、台所流し、便器その他の衛生器具(家庭用井戸ポンプを含む。)
二	真珠並びに貴石及び半貴石	二十九	浄水器
三	幅が十三センチメートル以上の織物	三十	レンジ、天火、こんろその他の料理用具及び火鉢、こたつ、ストーブその他の暖房用具(電気式のものを除く。)
四	衣服(履物及び身の回り品を除く。)	三十一	はん用電動機
五	ネクタイ、マフラー、ハンドバック、かばん、傘、つえその他の身の回り品及び指輪、ネックレス、カフスボタンその他の装身具	三十二	家庭用電気機械器具
六	履物	三十三	電球類及び照明器具
七	床敷物、カーテン、寝具、テーブル掛け及びタオルその他の繊維製家庭用品	三十四	電話機及びファクシミリ
八	家具及びついたて、びょうぶ、傘立て、金庫、ロッカーその他の装備品並びに家庭用洗濯用具、屋内装飾品その他の家庭用装置品(他の号に掲げるものを除く。)	三十五	インターホーン、ラジオ受信機、テレビジョン受信機及び録音機械器具、レコードプレーヤーその他の音声周波機械器具
九	なべ、かま、湯沸かしその他の台所用具及び食卓用ナイフ、食器、魔法瓶その他の食卓用具	三十六	レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物
十	書籍	三十七	自動車及び自動二輪車(原動機付き自転車を含む。)
十一	ビラ、パンフレット、カタログその他これらに類する印刷物	三十八	自転車
十二	シャープペンシル、万年筆、ボールペン、インクスタンド、定規その他これらに類する事務用品	三十九	運搬車(主として構内又は作業場において走行するものに限る。)、人力けん引車及び畜力車
十三	印章	四十	ボート、モーターボート及びヨット(運動用のものに限る。)
十四	太陽光発電装置その他の発電装置	四十一	パーソナルコンピュータ
十五	電気ドリル、空気ハンマその他の動力付き手持ち工具	四十二	網漁具、釣漁具及び漁網
十六	ミシン及び手編み機械	四十三	眼鏡及び補聴器
十七	農業用機械器具(農業用トラクターを除く。)及び林業用機械器具	四十四	家庭用の電気治療器、磁気治療器及び医療用物質生成器
十八	農業用トラクター及び運搬用トラクター	四十五	コンドーム
十九	ひょう量二トン以下の台手動はかり、ひょう量百五十キログラム以下の指示はかり及び皿手動はかり	四十六	化粧品
二十	時計(船舶用時計、塔時計その他の特殊用途用の時計を除く。)	四十七	囲碁用具、将棋用具その他の室内娯楽用具
二十一	光学機械器具(写真機械器具、映画機械器具及び電子応用機械器具を除く。)	四十八	おもちゃ及び人形
二十二	写真機械器具	四十九	運動用具(他の号に掲げるものを除く。)
二十三	映画機械器具(ハミリ用又は十六ミリ用のものに限る。)	五十	滑り台、ぶらんこ及び子供用車両
二十四	事務用機械器具(電子応用機械器具を除く。)	五十一	化粧用ブラシ及び化粧用セット
二十五	物品の自動販売機	五十二	かつら
二十六	医療用機械器具	五十三	喫煙具
二十七	はさみ、ナイフ、包丁その他の利器、のみ、かんな、のこぎりその他の工匠具及びつるはし、ショベル、スコップその他の手道具	五十四	楽器

各地方経済産業局問い合わせ先

- 許可を得る場合、各地方経済産業局が窓口になります。
- 許可の必要性について懸念がありましたら、最寄りの経済産業局にお問い合わせください。

局名	部署及び電話番号	管轄区域
北海道経済産業局	産業部消費経済課 直通 011-709-1792	北海道
東北経済産業局	産業部 消費経済課 直通 022-221-4917	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東経済産業局	産業部 商務・取引信用課 直通 048-600-0444	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県
中部経済産業局	産業部 消費経済課 直通 052-951-2560	岐阜県 愛知県 三重県 富山県 石川県
近畿経済産業局	産業部 消費経済課 直通 06-6966-6027	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国経済産業局	産業部 消費経済課 直通 082-224-5671	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国経済産業局	産業部 商務・流通産業課 直通 087-811-8526	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州経済産業局	産業部 消費経済課 直通 092-482-5460	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課 消費経済室 直通 098-866-1741	沖縄県